

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業
公募設置管理にかかる基本協定書
(案)

令和●年●月
草津市

目 次

第1章 総則

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（事業遂行の指針）	1
第4条（本事業の概要）	1
第5条（役割分担等）	2
第6条（事業日程）	2
第7条（第三者の使用）	2
第8条（責任の負担）	2
第9条（費用負担および資金調達）	3
第10条（許認可および届出等）	3
第11条（各種調査等）	4
第12条（土地の契約不適合責任）	4
第13条（近隣調整等）	4
第14条（第三者に生じた損害）	5
第15条（保険の付保等）	5
第16条（公募設置等計画の変更）	5
第17条（要求水準の変更等）	5
第18条（関係事業者との連携）	6

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

第1節 公募対象公園施設の設計

第19条（公募対象公園施設の設計）	6
第20条（公募対象公園施設の設計の変更）	6

第2節 公募対象公園施設の整備工事

第21条（整備工事の実施）	7
第22条（工事責任者）	8
第23条（施工計画書等）	8
第24条（第三者の使用）	8
第25条（甲による説明要求および立会い）	8
第26条（乙による完成検査）	9
第27条（甲による完了検査）	9
第28条（甲による完了検査確認通知書の交付）	10
第29条（設置工事期間の変更）	10

第30条（工事の一時中止）	10
第31条（設置工事の一時中止による費用等の負担）	10
第32条（建設中に乙が第三者に与えた損害）	11

第3章 公募対象公園施設の管理運営

第33条（公募対象公園施設にかかる設置管理許可）	11
第34条（設置管理許可の更新）	11
第35条（公募対象公園施設の管理運営）	12
第36条（許可の取消等）	12
第37条（変更許可申請）	12
第38条（廃止許可申請）	12
第39条（営業報告および事業報告）	12
第40条（改善命令）	13
第41条（使用料の納付）	13
第42条（第三者の使用）	13
第43条（緊急時の対応）	13
第44条（事業期間）	14
第45条（原状回復）	14
第46条（公募対象公園施設の譲渡禁止）	15

第4章 特定公園施設の設計・整備および工事監理

第1節 特定公園施設の設計

第47条（特定公園施設の設計）	15
第48条（甲による設計の変更）	16
第49条（乙による設計の変更）	16
第50条（設計業務の完了）	16

第2節 特定公園施設の管理水準

第51条（管理水準の合意）	17
第52条（管理水準書の遵守）	17
第53条（管理水準書の変更）	17

第3節 特定公園施設の整備

第54条（整備工事の実施）	17
第55条（工事責任者の設置）	18
第56条（施工計画書等）	18
第57条（建設工事にかかる設置許可）	19
第58条（第三者の使用）	19

第59条（保険）	19
第60条（甲による説明要求および立会い）	19
第61条（備品等の設置）	20
第62条（乙による完成検査）	20
第63条（甲による完了検査）	20
第64条（甲による完了検査確認通知書の交付）	21
第65条（工事期間の変更）	21
第66条（工事の一時中止）	21
第67条（工事の一時中止による費用等の負担）	22
第68条（工事中に乙が第三者に与えた損害）	22
第4節 特定公園施設の工事監理	
第69条（工事監理業務の実施）	22
第70条（工事監理者の設置）	22
第5節 特定公園施設の引渡し	
第71条（特定公園施設の引渡し）	23
第72条（契約不適合責任）	23
第73条（引渡しの期日の変更）	24
第5章 特定公園施設（任意提案施設）の管理・運営	
第74条（任意提案施設にかかる管理許可）	25
第75条（設置管理許可の更新）	25
第76条（任意提案施設の管理運営）	25
第77条（許可の取消等）	25
第78条（変更許可申請）	26
第79条（管理報告）	26
第80条（改善命令）	26
第6章 利便増進施設の設置	
第81条（利便増進施設の設置および管理）	26
第7章 不可抗力および法令等の変更	
第82条（不可抗力にかかる措置）	27
第83条（不可抗力による損害等）	27
第84条（不可抗力による協定書解除）	27
第85条（法令等の変更）	27
第86条（法令等の変更による損害等）	28

第87条（法令変更による協定解除）	28
-------------------	----

第8章 協定書期間および協定書の解除

第88条（協定期間）	28
第89条（認定公募設置等計画の有効期間）	28
第90条（公募対象公園施設の設置許可期間）	28
第91条（甲の解除権）	28
第92条（乙による協定書解除）	30
第93条（認定公募設置等計画の認定の取消し）	30
第94条（解除に伴う措置）	30
第95条（解除に伴う賠償等）	31

第9章 雜則

第96条（協議）	32
第97条（著作権の利用等）	32
第98条（特許権等の使用）	33
第99条（協定書上の地位の譲渡）	33
第100条（秘密保持）	33
第101条（計算単位等）	34
第102条（通知先等）	34
第103条（準拠法）	34
第104条（管轄裁判所）	34
第105条（定めのない事項）	34

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業

公募設置管理にかかる基本協定書

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業（以下「本事業」という。）について、草津市（以下「甲」という。）と認定計画提出者である●●（以下「乙」という。）は、以下の通り、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）および関係法令等の定めるところに従い、「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」を受け、乙が提案した「公募設置等計画」に基づき、甲および乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書における用語の定義は、本協定書において特に明示されるものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

（事業遂行の指針）

第3条 甲および乙は、本協定、公募設置等指針等および認定公募設置等計画等に従い、法令等を遵守し、本事業を遂行するものとする。

- 2 本協定、公募設置等指針等および公募設置等計画の内容に矛盾または齟齬がある場合、本協定、公募設置等指針等、公募設置等計画の順にその解釈が優先する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募設置等計画に記載された性能または水準が、公募設置等指針等に記載された性能または水準を上回るときは、その限度で公募設置等計画の内容が優先する。
- 4 協定書関係書類に疑義が生じた場合は、甲および乙の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事業および業務並びにこれらに付随し、関連する一切の事業および業務（以下総称して「本件業務」という。）により構成される。

- (1) 公募対象公園施設の設置および管理運営

- (2) 特定公園施設等の設計、建設工事および甲への引渡し
- (3) 特定公園施設（任意提案施設）の管理【提案による】
- (4) 利便増進施設の設置および管理【提案による】
- (5) 前各号に付随し、関連する一切の行為

(役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。【提案に基づき記載】

- (1) 公募対象公園施設の設計・整備
- (2) 公募対象公園施設の管理・運営
- (3) 特定公園施設の設計、建設工事および甲への引渡し
- (4) 特定公園施設等の管理【提案による】
- (5) 利便増進施設の設計・整備【提案による】
- (6) 利便増進施設の管理・運営【提案による】

(事業日程)

第6条 本事業は、原則として別紙2に記載する事業日程に従って実施するものとする。

2 乙は、本件業務に遅延が生じる場合においては、遅延を軽減するために必要な措置をとり、遅延による増加費用および損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(第三者の使用)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託した時は請け負わせることはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託した時は請け負わせるときは、事前に甲の承認を得なければならない。

3 前項による第三者への本件業務の一部の委託および請負は、すべて乙の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(責任の負担)

第8条 乙は、本件業務の履行に関する一切の責任を連帶して負う。

2 本協定に別段の定めがある場合を除き、乙による本件業務の履行に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは乙から甲に対する報告、通知もしくは説明等を理由として、乙はいかなる本協定上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは報告、通知もしくは説明等を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

- 3 本協定に基づき乙に生じた増加費用または損害を甲が負担する場合、当該増加費用または損害の帰責事由にかかわらず、当該増加費用または損害には、乙（本件業務の一部を第三者に委託した場合は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

（費用負担および資金調達）

第9条 本協定の締結および履行並びに本件業務の実施に関する一切の費用（乙に課される公租公課を含む。）は、本協定に別段の定めがある場合を除き、すべて乙が負担するものとし、甲はこれを負担しない。

- 2 本件業務に関する乙の資金調達は、すべて乙の責任において行うものとする。
- 3 乙が本件業務を実施するに当たり、国または地方公共団体が実施する法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、甲は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を乙が受けることができるよう協力するものとする。
- 4 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う国庫補助金および交付金関連資料（会計検査用資料を含む。）、その他必要な資料の作成について乙の負担に基づき協力するものとする。

（許認可および届出等）

第10条 乙による本件業務の実施その他本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請、届出およびその他これらに類する業務を履行する上で必要となる手続は、乙がその責任および費用負担においてこれを行い、維持しなければならない。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請および届出等並びにその維持についてはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請および届出等に際しては、甲に事前説明および事後報告を行うものとする。
- 3 甲は、乙が要請した場合には、乙による許認可の取得、申請および届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力するものとする。
- 4 乙は、甲が要請した場合には、甲による許認可の取得、申請および届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力するものとする。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可の取得、申請もしくは届出等の遅延または失効により増加費用または損害が生じた場合、当該増加費用または当該損害を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該増加費用または損害を負担し、法令等の変更または不可抗力による場合は、第7章の規定に従うものとする。

(各種調査等)

第11条 乙は、自らの責任および費用負担において、地盤調査、敷地測量、第13条の近隣調整のために必要な調査を含む本件業務に関して必要となる各種調査を実施しなければならない。

- 2 甲は、乙が要請した場合には、甲が知り得る調査の結果について、合理的に可能な範囲で提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の調査を実施しようとするときは、事前に調査等計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、第1項の調査が終了したときは、甲に当該調査等にかかる結果の報告をしなければならない。

(土地の契約不適合責任)

第12条 甲は、乙に対し、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、事業用地について一切の契約不適合責任を負担しない。

- 2 第11条第1項の調査により明らかとなったリスクは、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、すべて乙の負担とする。なお、当該調査に起因して本件業務のスケジュールに遅延が発生することが見込まれる場合には、甲および乙は、協議のうえ、別紙2に記載する事業日程を合理的な期間延期することができる。

(近隣調整等)

第13条 乙は、各本件業務の開始に先立って、自らの責任および費用負担において、近隣地区住民との調整を十分に行い、本件業務の円滑な推進と近隣地区住民の理解および安全を確保しなければならない。

- 2 甲は、乙が要請した場合には、近隣地区住民との調整について、合理的に可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、自らの責任および費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵その他の本件業務が近隣に及ぼす諸影響を検討し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の周辺の安全対策および環境対策を行うものとする。
- 4 前項の対策を実施するにあたって、乙はその実施方法について甲と事前に協議するものとし、乙は甲に対して、事後にその内容および結果を報告するものとする。
- 5 前1項の近隣調整の結果、本件業務のスケジュールに遅延が発生することが見込まれる場合には、甲および乙は、協議のうえ、別紙2に記載する事業日程を合理的な期間延期することができる。
- 6 第1項の近隣調整等および第3項の対策の結果、乙に生じた増加費用および損害（前項に基づき本事業日程が変更されたことによる増加費用および損害も含む。）は、乙がこれを負担するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動または訴訟に対する対応は、甲がこれを行う。かかる住民の反対運動もしくは訴訟または甲が行う業務による周辺環境の悪化に起因して別紙2に記載する事業日程に遅延が発生することが見込まれる場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動または訴訟に直接起因する合理的な増加費用および損害は、甲がこれを負担する。

(第三者に生じた損害)

第14条 乙が本件業務を実施する過程で、または実施した結果、第三者に損害が発生したときは、本協定に別段の定めがない限り、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 乙による本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

(保険の付保等)

第15条 乙は、本件業務の実施に関し、自己の負担に基づき、別紙2に定める期間において別紙4に定める内容の保険に加入するものとする。

2 認定計画提出者は、前項により加入した保険の保険証券またはこれに代わるものとして甲が認めたものを、加入後速やかに甲に呈示し、その原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

(公募設置等計画の変更)

第16条 乙は、認定公募設置等計画を変更する必要が生じた場合、甲に変更の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更の申請があったときは、法第5条の6第2項各号に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

3 甲および乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(要求水準等の変更等)

第17条 甲は、本件業務に関する公募設置等指針に記載する要求水準、その他乙の業務内容を規定する事項の内容を変更する場合、事前に乙に対して通知のうえ、その対応について協議を行った上で変更するものとする。

2 本件業務について増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 甲に帰すべき事由（本項においては、①甲の指示または請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本協定もしくは募設置等指針の不備または甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）を指す。）により、合理的な増加費用または損害が発生した場合、甲が当該増加費用または当該損害を負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、増加費用または損害が発生した場合、乙が当該増加費用または当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更または不可抗力により、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

(関係事業者との連携)

第18条 乙は、各本件業務の実施にあたり、本事業の円滑な推進を目的として、草津川跡地公園（区間6）（以下「本公園」という。）内の公園施設の管理運営者の関係者との必要な調整を行うものとする。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

第1節 公募対象公園施設の設計

(公募対象公園施設の設計)

第19条 乙は、公募設置等指針等および認定公募設置等計画に従い、公募対象公園施設の設計業務を実施するものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設の設計業務の完了後、設計図書を甲に提出し、認定公募設置等計画等の内容との整合について、甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、公募対象公園施設の設計業務に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、隨時乙からの報告を求めることができるものとする。
- 5 甲が第2項に基づき確認をしたことまたは第4項に基づき報告を受けたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が公募対象公園施設の設計の全部または一部について、何ら責任を負担するものではない。

(公募対象公園施設の設計の変更)

第20条 乙による公募対象公園施設の設計が認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対して書面によりその是正を要求することができるものとする。

- 2 乙は、当該是正要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、甲に対し検討結果を通知しなければならない。

- 3 乙は、甲からの是正要求の内容に疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 乙は、認定公募設置等計画等の内容の変更を伴う設計変更を行うことができないものとする。公募対象公園施設の着工後も同様とする。ただし、特に合理的な理由があり、かつ、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 5 前4項の規定に基づき、乙が公募対象公園施設の設計変更を行う場合で、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、当該費用は乙の負担とする。
- 6 甲が第1項に基づき是正を求めたことまたは第4項の承諾をしたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、公募対象公園施設の設計の全部または一部について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 公募対象公園施設の整備工事

(整備工事の実施)

- 第21条 乙は、設計図書、施工計画書および第33条第1項の規定による許可の際に付された許可条件に基づき、自らの責任および費用負担において、公募対象公園施設の整備業務を行うものとし、公募対象公園施設の整備業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 乙は、本事業日程に従い、公募対象公園施設の整備業務を完了させる。
 - 3 公募対象公園施設の整備方法その他公募対象公園施設の設置工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。
 - 4 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着工前に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に定める確認済証の写しとともに工事着工届を甲に提出しなければならない。
 - 5 公募対象公園施設の設置工事に遅延が生じ、甲または乙に増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 甲に帰すべき事由（本項においては、①甲の指示または請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備または甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、および④予見していなかった地中埋設物、または埋蔵文化財の発見を指す。）により、設置工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用または損害が発生した場合、乙は、当該増加費用ま

たは当該損害を負担する。

- (3) 法令等の変更または不可抗力により設置工事に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

(工事責任者)

第22条 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着工前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。

- 2 工事責任者は、公募対象公園施設の工事現場の運営・管理を行い、甲に、工事現場について必要な報告を行うほか、工事現場にかかる指示がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する義務を負うものとする。

(施工計画書等)

第23条 乙は、公募対象公園施設の工事着工前に、施工計画書（公募対象公園施設の整備期間、実施体制、工事全体工程表および各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて、提出された施工計画書の内容の変更を乙に対して求めることができる。
- 3 乙は、必要に応じて、提出した施工計画書について、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。
- 4 甲が第1項に基づき施工計画書を受領したこと、第2項の変更を求めないこと、または前項の承諾をしたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。

(第三者の使用)

第24条 乙は、公募対象公園施設の設置工事にあたって、第三者を使用する場合、事前に甲に書面により届け出なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の建設に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

(甲による説明要求および立会い)

第25条 甲は、公募対象公園施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、隨時、乙に対して説明を求めることができ、かつ、公募対象公園施設の設置工事に立会うことができるものとする。

- 2 前項に規定する説明および立会いの結果、乙による公募対象公園施設の設置工事が

認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

- 3 甲は、公募対象公園施設の設置工事期間中、事前の通知なしに公募対象公園施設の設置工事に立会うことができる。
- 4 甲が本条に規定する説明を受けたこと、立会を行ったことまたは是正を求めたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。

(乙による完成検査)

第26条 乙は、自己の責任と費用負担において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設の完成検査の日程および内容を、その実施の7日前までに甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査へ立会うことができるものとする。
- 3 甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったことを理由としても、公募対象公園施設の設置工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。
- 4 乙は、完成検査への甲の立会の有無にかかわらず、甲に対して第1項の完成検査の結果について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。
- 5 乙は、公募対象公園施設の設置工事が完了したときは、前項の完成検査の結果とともに工事完成届を、甲に提出しなければならない。

(甲による完了検査)

第27条 甲は、前条に規定する乙の完成検査結果の報告を受けた日から14日以内に、公募対象公園施設の設置工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 乙は、第1項の完成検査を行うにあたり必要となる完成図書を提出するものとする。
- 3 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めるができるものとする。乙は、その内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れができるものとする。
- 4 乙は、前項の是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 5 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとす

る。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第28条 甲は、前条による完了検査に合格したときは、乙に対し、速やかに完了検査確認通知書を交付するものとする。

2 乙は、甲からの完了検査確認通知書の交付がなければ公募対象公園施設の供用開始ができないものとする。

3 甲が第1項に基づき完了検査通知書を交付したことを理由としても、公募対象公園施設の設置工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。

(設置工事期間の変更)

第29条 乙は、不可抗力または乙の責めに帰すことのできない事由により公募対象公園施設にかかる設置工事期間を遵守できないときは、設置工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な設置工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

2 乙が、前項の規定により設置工事期間を変更する場合において、次に定める場合を除き、当該設置工事期間の変更により生じた費用は、乙が負担するものとする。

(1) 甲および乙が予見していなかった地中埋設物にかかる撤去工事、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合

(2) 甲および乙が予見していなかった埋蔵文化財にかかる調査、保護、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合

(工事の一時中止)

第30条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の設置工事の全部または一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の設置工事の全部または一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは設置工事期間を変更することができる。

3 乙は、自己の責めに帰さない事由により、設置工事が一時中止されている場合において、当該一時中止の原因となっている事由が解消された場合には、設置工事の再開および設置工事期間の変更を行うよう甲に求めることができる。

(設置工事の一時中止による費用等の負担)

第31条 乙が、前条の規定により設置工事を一時中止する場合において、当該一時中止により生じた費用は、次に定める場合を除き、乙が負担するものとする。

- (1) 甲および乙が予見していなかった地中埋設物にかかる撤去工事、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合
- (2) 甲および乙が予見していなかった埋蔵文化財にかかる調査、保護、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合

(建設中に乙が第三者に与えた損害)

第32条 乙が公募対象公園施設の設置工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、自己の責任および費用負担で対処したうえ、当該第三者に対してかかる損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、損害内容を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

第3章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設にかかる設置管理許可)

第33条 乙は、公募対象公園施設の設計業務を完了し、甲の確認を受けた後、公募対象公園施設の設置工事の着工までに、法第5条に規定される設置管理許可申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 設置許可申請書には、第19条に規定する設計図書および第23条に規定する施工計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 乙は、第1項の許可を受けたことによる乙の地位について、甲の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、または、担保に供してはならない。

(設置管理許可の更新)

第34条 乙は、前条第1項に基づく設置管理許可期間終了の6箇月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、1度に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

- 2 乙は、法その他の関係法令の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、または乙の管理運営の実施状況より支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできないものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、設置管理許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は、速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

(公募対象公園施設の管理運営)

第35条 乙は、公募設置等指針、認定公募設置等計画、第33条第1項の規定による許可の際に付された許可条件（前条第1項の規定により許可が更新された場合は、当該許可。以下「許可条件」という。）および事項の規定による公募対象公園施設の管理運営計画書に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設の供用開始前に、公募対象公園施設の管理運営計画書を甲に提出し、供用開始にかかる甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、管理運営責任者を設置し、前項の管理運営計画書の提出とあわせ、甲に報告しなければならない。

(許可の取消等)

第36条 甲は、都市公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合その他法に規定する事由が生じた場合においては、法に規定するところに従い、第33条第1項もしくは第34条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第37条 乙が、公募対象公園施設の設置許可の期間中に、設置許可を受けた事項（公募対象公園施設の規模、構造、用途および管理運営内容）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、第16条に基づき、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該計画を変更するものとする。

(廃止許可申請)

第38条 乙は、第33条第1項もしくは第34条第1項に基づく許可を得た公募対象公園施設を廃止しようとするときは、その旨を速やかに甲に申し出て、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(営業報告および事業報告)

第39条 乙は、公募対象公園施設の利用状況および収支状況を含む管理運営状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度の終了日から3箇月以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、

甲および乙が協議の上決定するものとする。

(改善命令)

第40条 甲は、乙の公募対象公園施設の管理運営の水準が、公募設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、認定公募設置等計画並びに許可条件から逸脱すると判断した場合、またはその他管理状況が適切でないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知または改善命令を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第41条 乙は、第33条第1項および第34条第1項の設置許可の期間中、公募対象公園施設にかかる設置管理許可使用料を、別紙5に定めるとおり、甲に支払うものとする。

2 前項の使用料の額は、別紙5に示す方法により改定する。

(第三者の使用)

第42条 乙は、公募対象公園施設の全部または一部を第三者に賃貸または使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要およびその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、公募対象公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号および草津市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第24号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者または法令等の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

3 乙は、別に定めのない限り、第33条第1項の設置管理許可の許可期間終了日（第34条第1項の規定により許可期間が更新または変更された場合においては、更新または変更された許可期間の終了日）までに公募対象公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約、使用契約、またはこれらに類する契約を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

4 乙は、第三者が公募対象公園施設を転貸する場合においても、自ら第三者に賃貸または使用させる場合と同様の義務を当該第三者に遵守させるものとし、転貸に関して当該第三者が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

(緊急時の対応)

第43条 乙の管理・運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場

合、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失および増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を直ちに通報しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故の発生原因や災害等の発生が損害に至った原因について調査に当たるものとする。
- 3 乙は、自然災害により本公園が一次避難地として利用される場合、災害対策にかかる支援を行うものとする。その際の詳細な運用方法は、甲と乙にて協議するものとする。

(事業期間)

第44条 本協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、令和●（20XX）年●月●日までとする。ただし、本協定に基づき、生じた甲または乙の債務が未履行の場合、引き続き、当該未履行債務者は債務を履行しなければならない。

- 2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。
 - (1) 設置管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置管理許可を更新しない場合
 - (3) 本事業を途中で中止する場合

(原状回復)

第45条 乙は、第33条第3項に規定する設置管理許可期間（第34条第1項による設置管理許可の更新を行った場合は、同条第3項に規定する期間）が終了するまでに、乙の負担により、公募対象公園施設を撤去し、更地の状態で、設置許可区域の土地を甲に返還しなければならない。ただし、甲は、公募対象公園施設の一部または全部を無償で譲渡するよう乙に請求できることとし（この協議について事業終了の3年前から行うこととする）それにより甲が公募対象公園施設の無償譲渡を受けた場合、または、甲が次期公募設置等予定者を選定し、乙と次期公募設置等予定者との間で、乙が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について甲が事前に同意した場合は、原状回復の範囲および程度について次項の原状回復計画書において別途の定めをすることができる。

- 2 甲および乙は、設置管理許可期間の終了日の概ね2年前から原状回復に関する協議を開始するものとし、乙は、撤去の方法、期間について原状回復計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の撤去が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。

- 5 完了検査の結果、原状回復が不十分であると甲が認めた場合、甲は乙に対して追加の工事を求めることができる。
- 6 甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 7 前項の再度の完了検査は、第4項および第5項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 8 乙が第1項に定める期日までに原状回復を終えて事業用地を明け渡すことができなかった場合、乙は、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われて事業用地が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、対応する日数分の本設置許可の使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、事業用地の明渡しの遅延によりこの違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。
- 9 前項の場合において、乙が正当な理由なく原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の原状回復を行うことができ、乙は甲による原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(公募対象公園施設の譲渡禁止)

- 第46条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、公募対象公園施設の全部または一部を、第三者へ譲渡することはできないものとする。
- 2 乙が甲の事前の承諾を得て公募対象公園施設を第三者へ譲渡する場合、譲受人は当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

第4章 特定公園施設の設計・整備および工事監理

第1節 特定公園施設の設計

(特定公園施設の設計)

- 第47条 乙は、公募設置等指針等および認定公募設置等計画に従い、特定公園施設の設計を実施するものとする。
- 2 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 3 甲は、特定公園施設の設計の状況について、隨時乙からの報告を求めることができるものとする。
 - 4 甲が前項の報告を受けたことを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

(甲による設計の変更)

第48条 甲は、必要に応じて、乙に対して書面により設計変更を要求することができるものとする。

- 2 乙は、前項の設計変更要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、甲に対し検討結果を通知しなければならない。
- 3 乙は、第1項の設計変更の内容に疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 乙は、前3項の規定により設計変更する場合において、当該設計変更により生じた費用について、甲と協議するものとする。ただし、当該設計変更が、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙が、負担するものとする。
- 5 当該設計変更が法令等の変更または不可抗力に基づく場合の取扱いは、第7章の規定に従う。
- 6 甲が第1項に基づき設計変更を要求したことを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

(乙による設計の変更)

第49条 乙は、特定公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画等の内容に変更が必要となった場合は、第16条第1項に基づく甲の認定を得た上で認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき、乙が特定公園施設の設計変更を行う場合で、当該変更により生じた費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲が第1項の認定をしたことを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

(設計業務の完了)

第50条 乙は、特定公園施設の実施設計の完了後、特定公園施設にかかる設計図書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、提出された設計図書について、認定公募設置等計画等の内容を逸脱している等、修正すべき点がある場合には、修正を指示することができる。
- 3 乙は、前項の修正の指示があった場合は、自己の費用で速やかに当該修正指示に基づいて設計の内容を変更した設計図書を作成し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができるものとする。
- 4 甲は、乙から提出された設計図書が適当であると認められるときは、確認書を発行するものとする。

5 甲が第1項の設計図書を乙から受領したこと、第2項の修正指示をしないこと、第3項の修正した設計図書を受領したことおよび修正指示をしないこと、または前項の確認書を発行したことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 特定公園施設の管理水準

(管理水準の合意)

第51条 甲は、設計図書に基づき、特定公園施設のうち必須提案施設の管理にかかる項目、範囲、方法、頻度等の管理水準を定める管理水準書を乙との協議の上、作成するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、別紙2に定める特定公園施設の譲渡予定日までに前項の協議が成立しない場合、甲は、管理水準を決定して乙に通知するものとする。

3 前項の通知にあたって、甲は管理水準書の内容を乙に報告しなければならない。

(管理水準書の遵守)

第52条 甲は、第71条および特定公園施設建設・譲渡契約に基づく特定公園施設の引き渡し後、別紙2に定める事業期間の終了まで期間において、管理水準書に基づき、適切に必須提案施設の管理を行うものとする。

2 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者の指定、および業務委託、その他これらに類する方法により、必須提案施設の管理を第三者にさせる場合、甲自身の責任に基づき、第三者に管理水準書に定める管理水準を遵守させるものとする。

(管理水準書の変更)

第53条 管理水準の内容を変更する必要が生じた場合、甲は乙との協議の上、管理水準書を変更するものとする。

第3節 特定公園施設の整備

(整備工事の実施)

第54条 乙は、設計図書、施工計画書に従い、自らの責任および費用負担において、特定公園施設の整備を行うものとし、特定公園施設の整備に関する一切の責任を負担する。

2 乙は、事業日程に従い、特定公園施設の整備業務を完了させ、第71条および特定公園施設建設・譲渡契約に基づいて特定公園施設を甲に引き渡し、その所有権を甲に取得させるものとする。

- 3 特定公園施設の整備方法その他特定公園施設の建設工事のために必要な一切の手段は、設計図書、施工計画書、認定公募設置等計画、並びに公募等設置指針に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。
- 4 特定公園施設の建設工事に遅延が生じ、甲または乙に増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 甲に帰すべき事由（本項においては、①甲の指示または請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備または甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、および③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を指す。）により、建設工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用または損害が発生した場合、乙は、当該増加費用または当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更または不可抗力により建設工事に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

（工事責任者の設置）

第55条 乙は、特定公園施設の建設工事着工前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。

- 2 工事責任者は、特定公園施設の工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場について必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負うものとする。

（施工計画書等）

第56条 乙は、特定公園施設の建設工事着工前に、施工計画書（特定公園施設の整備期間、工事全体工程表および各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて、提出された施工計画書の内容の変更を乙に対して求めることができる。
- 3 乙は、提出した施工計画書について、必要に応じて、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。
- 4 甲が第1項に基づき施工計画書を受領したこと、第2項の変更を求めないこと、または前項の承諾をしたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設について、何ら責任を負担す

るものではない。

(建設工事にかかる設置許可)

第57条 乙は、特定公園施設の建設工事の着工前までに法第5条に基づく公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）申請書および公園施設設置許可使用料減免申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 設置許可申請書には、第50条に規定する設計図書、第56条に規定する施工計画書を添付するものとし、甲は、当該資料を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 3 第1項に基づく設置許可使用料は、免除とする。
- 4 第1項による設置許可の期間は、特定公園施設の建設工事に要する合理的な期間とする。

(第三者の使用)

第58条 乙は、特定公園施設の設計および建設工事にあたって、その全部または一部について第三者を使用する場合は、事前に書面により甲に届け出、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の建設工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由の一切は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

(保険)

第59条 乙は、自己の責任と費用負担において、特定公園施設の工事着工日までに、別紙4に記載する内容の保険のうち、特定公園施設の建設工事に関するものを担保する保険契約の締結をしなければならない。

- 2 乙は、前項の保険契約の締結後、速やかに、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(甲による説明要求および立会い)

第60条 甲は、特定公園施設の建設工事の状況その他甲が必要とする事項について、隨時、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 甲は、特定公園施設の建設工事中、事前の通知なしに当該建設工事に立会うことができる。
- 3 第1項の説明または前項の立会の結果、建設工事の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。乙は、その内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れができるものと

する。

- 4 甲が第1項の説明を受けたこと、第2項の立会を行ったこと、または前項の是正を求めたことのいずれかを理由としても、特定公園施設の建設工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設工事について、何ら責任を負担するものではない。

（備品等の設置）

第61条 乙は、本事業関連書類に従い、特定公園施設において什器備品等を調達し、特定公園施設に設置する。

- 2 乙は、前項の什器備品等について、調達予定の什器備品等のリストを作成し、事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 認定計画提出者は、前二項により調達し設置した什器備品等について、什器備品台帳を作成し、第63条による甲の完成確認までに甲に提出しなければならない。

（乙による完成検査）

第62条 乙は、自己の責任と費用負担において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の完成検査の日程および内容をその実施の7日前までに甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったことを理由としても、特定公園施設の建設工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設工事について、何ら責任を負担するものではない。
- 3 乙は、完成検査への甲の立会の有無にかかわらず、甲に対して第1項の完成検査の結果について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完成検査の結果を報告するものとする。
- 4 乙は、特定公園施設の建設工事が完了したときは、前項の完成検査の結果とともに、工事完了届を甲に提出しなければならない。

（甲による完了検査）

第63条 甲は、乙から前条第3項に規定する報告を受けた日から14日以内に特定公園施設の建設工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の完了検査に必要な完成図書を提出するものとする。
- 3 完了検査の結果、特定公園施設の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとす

る。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

- 4 甲は、乙から前項のは是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 5 前項の完了検査は、第1項および第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第3項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 6 甲は、乙から提出された完成図書を特定公園施設の修繕、更新、またはこれらに類する行為のために利用し、かつ、必要な改変を加えることができるものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

- 第64条 甲が前条に規定する特定公園施設の完了検査を実施し、前条第3項の規定に基づく是正を求める場合で、かつ、乙が完成図書を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して速やかに完了検査確認通知書を交付するものとする。
- 2 乙は、甲からの完了検査確認通知書の交付がなければ、特定公園施設の引渡しができないものとする。
 - 3 甲が第1項の完了検査確認通知書の交付を行ったことを理由としても、特定公園施設の建設工事における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設工事について、何ら責任を負担するものではない。

(工事期間の変更)

- 第65条 甲は、必要と認めるときは、工事期間の変更について、乙と協議するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。
- 2 乙は、乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書に記載された特定公園施設にかかる工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとする。
 - 3 前2項の建設工事期間の変更により、特定公園施設の工事に関し、甲または乙に追加費用または損害が生じた場合、その追加費用または損害（乙が付保した保険により填補された金額相当分を除く。）については、工期の変更が甲の責めに帰すべき事由の場合は甲において、工期の変更が乙の責めに帰すべき事由の場合は乙において、それぞれ負担するものとし、当該工期の変更が法令等の変更または不可抗力による場合の当該費用の負担方法は、第7章の規定に従うものとする。

(工事の一時中止)

- 第66条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設

の工事の全部または一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の工事の全部または一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工事完了予定日を変更することができる。
- 3 乙は、自己の責めに帰さない事由により工事が一時中止されたときは、中止の原因となっている事由が解消されたことを理由として、工事の再開および工事完了予定日の変更を行うよう甲に求めることができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第67条 乙は、前条による工事の一時中止により、特定公園施設の建設工事に関し、甲または乙に、追加費用または損害が生じた場合、その追加費用または損害（乙が付保した保険によりてん補された金額相当分を除く。）については、工事の一時中止が甲の責めに帰すべき場合は甲において、工事の一時中止が乙の責めに帰すべき場合は乙において、それぞれ負担するものとし、不可抗力もしくは法令等の変更による場合の当該費用の負担方法は、第7章の規定に従うものとする。

(工事中に乙が第三者に与えた損害)

第68条 乙が特定公園施設の建設工事に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに甲へ報告するものとし、当該損害のうち、甲の責めに帰すべき事由によるものを除いて、乙が賠償し、自らの責任および費用負担で対処するものとする。

第4節 特定公園施設の工事監理

(工事監理業務の実施)

第69条 乙は、特定公園施設の工事監理にあたって、その全部または一部について第三者を使用する場合は、事前に書面により甲に届け出て、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の工事監理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由の一切は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

(工事監理者の設置)

第70条 乙は、工事監理に着手する前に、工事監理者を設置し、甲に報告するとともに、工事監理計画書を作成して甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、工事監理者に契約関係書類に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。
- 3 甲は、乙に対し、隨時、特定公園施設の建設工事・工事監理についての報告を要求することができる。甲の要請があった時は、乙は、工事監理者に、工事監理の状況の

報告を行わせるものとする。

- 4 乙は、公募設置等指針等に従って、建設工事・工事監理業務期間中、毎月 7 日までに、当該月の前月の業務にかかる工事監理報告書を提出しなければならない。ただし、当該日が、草津市の休日を定める条例（平成 2 年 4 月 1 日条例第 2 号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日を提出期限とする。

第 5 節 特定公園施設の引渡し

（特定公園施設の引渡し）

第71条 乙は、特定公園施設について完成確認通知書を受領した後、別紙 2 に定める特定公園施設引渡し予定日（以下「引渡し予定日」という。）において、対応する部分の特定公園施設（特定公園施設内に設置された什器備品等を含む。以下本節において同じ）を甲に譲渡して引き渡し、当該特定公園施設の所有権を甲に取得させる。認定計画提出者は、特定公園施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転しなければならない。

- 2 乙は、特定公園施設の引渡しと同時に、公募設置等指針等に従い目的物引渡書および特定公園施設にかかる完了図書を甲に引き渡す。
- 3 甲と乙は、協議により、引渡し予定日を変更することができるものとする。
- 4 特定公園施設の譲渡に関する事項は、本協定のほか、特定公園施設建設・譲渡契約の規定に従う。

（契約不適合責任）

第72条 甲は、特定公園施設が種類または品質に関して設計図書、施工計画書、認定公募設置等計画、並びに公募等設置指針に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に過失があるか否かにかかわらず、乙に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完を請求し、または履行の追完に代えて、もしくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて特定公園施設譲渡対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに特定公園施設譲渡対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 特定公園施設の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履

行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠を示して、認定計画提出者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 第1項の規定による履行の追完または損害賠償の請求は、特定公園施設の引渡しの日から1年以内（建物等の設備工事等、および樹木等の植栽工事等の場合）または2年以内（建物等または土木工作物等の建設工事等の場合）に行うものとする。ただし、乙が当該契約不適合を知っていたとき、または、当該契約不適合もしくは損害が、乙の故意もしくは重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 5 甲は、前項に規定する契約不適合にかかる請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年以内に本条第1項に規定する請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に当該請求をしたものとみなす。
- 6 甲は、特定公園施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された特定公園施設の契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（引渡しの期日の変更）

- 第73条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延により乙が負担した合理的な範囲の追加費用および損害を負担するものとする。
- 2 不可抗力もしくは法令等の変更、または乙の責めに帰さない事由により、特定公園施設の最終引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延により乙が負担した合理的な範囲の追加費用および損害については、第7章の規定に従うものとする。
 - 3 乙は、前2項以外の事由により、特定公園施設の最終引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延により甲が負担した合理的な範囲の追加費用および損害を負担するものとする。

第5章 特定公園施設（任意提案施設）の管理・運営

(任意提案施設にかかる管理許可)

第74条 乙は、特定公園施設のうち別紙3に記載する施設（以下「任意提案施設」という。）の引渡しを完了した後、任意提案施設の供用開始までに、法第5条に規定される管理許可申請書および公園施設管理許可使用料減免申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 管理許可申請書には、任意提案施設の管理運営計画書を添付しなければならず、甲は、管理運営計画書を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 第1項に基づく管理許可使用料は、免除とする。
- 5 乙は、第1項の許可を受けたことによる乙の地位について、甲の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、または、担保に供してはならない。

(設置管理許可の更新)

第75条 乙は、前条第1項に基づく設置管理許可期間終了の6箇月前までに再度許可申請および公園施設管理許可使用料減免申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、1度に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

- 2 乙は、法その他の関係法令の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、または乙の管理運営の実施状況より支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできないものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 第1項に基づく管理許可使用料は、免除とする。
- 5 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、設置管理許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は、速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

(任意提案施設の管理運営)

第76条 乙は、公募設置等指針、認定公募設置等計画、第74条第1項の規定による許可の際に付された許可条件（前条第1項の規定により許可が更新された場合は、当該許可。以下「管理許可条件」という。）および任意提案施設の管理運営計画書に基づき、乙自身の負担により、適切に任意提案施設の管理運営を行うものとする。

(許可の取消等)

第77条 甲は、都市公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合その他法に規定する事由が生じた場合においては、法に規定するところに従い、第74条第1項も

しくは第75条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第78条 乙が、任意提案施設の管理許可の期間中に、管理許可を受けた事項（管理方法、並びに運営方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、第16条に基づき、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該計画を変更するものとする。

(管理報告)

第79条 乙は、任意提案施設の利用状況および収支状況を含む管理運営状況を記載した「管理報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度の終了日から3箇月以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲および乙が協議の上決定するものとする。

(改善命令)

第80条 甲は、乙の任意提案施設の管理運営の水準が、公募設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、認定公募設置等計画並びに許可条件から逸脱すると判断した場合、またはその他管理状況が適切でないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知または改善命令を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

第6章 利便増進施設の設置

(利便増進施設の設置および管理)

第81条 利便増進施設の設置および管理は、第19条から第46条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置許可」とあるのは「占用許可」に、「設置許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、「使用料」とあるのは「占用料」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第7章 不可抗力および法令等の変更

(不可抗力にかかる措置)

第82条 乙は、不可抗力により、本協定を履行できなくなった場合またはその実施にあたり追加の費用を要すると認められる場合、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

2 前項の場合、甲および乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切に対応し、不可抗力により相手方に発生する被害を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力による損害等)

第83条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するため、速やかに、本協定、設計図書および各種業務計画書等の変更、修繕その他の対応策およびそれらに要する追加費用や発生した損害およびその負担（以下「対応策等」という。）について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、甲は、対応策等を決定して乙に通知するものとし、乙は、これに従わなければならないものとする。

3 前項により甲が決定した対応策等における追加費用または損害額（以下本項においてこれらをあわせて「損害額等」という。）の負担は、次の各号のとおりとする。

(1) 本事業のうち、特定公園施設およびこれに関連する一切の業務に関する損害額等は、全て乙の負担とする。

(2) 本事業のうち、公募対象公園施設、利便増進施設およびこれらに関連する一切の業務に関する損害額等は、全て乙の負担とする。

(不可抗力による協定書解除)

第84条 本協定の締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合、甲は乙との間で協議するものとする。事業の継続に追加の費用を要する場合も同様とする。

2 前項の協議が整わないときは、甲は、本協定を解除することができる。

(法令等の変更)

第85条 乙は、本協定の締結後、法令等の変更により本協定を履行できなくなった場合またはその実施にあたり追加の費用を要すると認められる場合、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

(法令等の変更による損害等)

第86条 甲は、乙から前条の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するため、速やかに、本協定、設計図書および各種業務計画書の変更並びに必要な追加費用およびその負担について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設または改廃された法令の施行の日から30日以内に、本協定、設計図書および各種業務計画書等の変更並びに必要な追加費用およびその負担についての合意が成立しない場合には、甲は、その対応方法を決定して乙に通知するものとし、乙は、これに従わなければならないものとする。

3 前項により甲が決定した対応方法における追加費用の負担は、次の各号のとおりとする。

(1) 本事業のうち、特定公園施設およびこれに関連する一切の業務に関する法令変更に伴う追加費用は、全て乙の負担とする。

(2) 本事業のうち、公募対象公園施設、利便増進施設およびこれに関連する一切の業務に関する法令変更に伴う追加費用は、全て乙の負担とする。

(法令変更による協定解除)

第87条 本協定の締結後に発生した法令変更により、本事業の継続が不能となった場合、甲は乙との間で協議するものとする。事業の継続に追加の費用を要する場合も同様とする。

2 前項の協議が整わないときは、甲は、本協定を解除することができる。

第8章 協定書期間および協定書の解除

(協定期間)

第88条 本協定の期間は、本協定の締結日から令和● (20XX) 年●月●日までとする。

(認定公募設置等計画の有効期間)

第89条 認定公募設置等計画の認定の有効期間は、令和● (20XX) 年●月●日から令和● (20XX) 年●月●日までとし、延長しないものとする。

(公募対象公園施設の設置許可期間)

第90条 公募対象公園施設の設置許可の期間は、前条による認定計画の有効期間内とする。

(甲の解除権)

第91条 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に対し催告を行った上で当該事由が解消されない場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、設置許可書、占用許可書、公募設置等指針等および認定公募設置等計画に規定される乙の義務に違反した場合
 - (2) 乙に法令等の不遵守があった場合
 - (3) 乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合
 - (4) 乙が、本事業の全部または一部を放棄したと認められる状態が7日以上継続した場合
 - (5) 乙が、第39条並びに第79条に規定する報告書に虚偽の記載を行った場合
 - (6) 乙が、第40条並びに第80条に規定する改善命令後、乙が改善計画を提出または改善計画に定められた是正策を実施しなかった場合（提出された改善計画が著しく不合理であった場合も含む。）
 - (7) 乙が、第34条並びに第75条に規定する訂正命令後、乙が訂正許可申請書を提出しなかった場合（提出された訂正許可申請書が著しく不合理であった場合も含む。）
 - (8) 乙の責めに帰すべき理由により、第38条に基づき全ての公募対象公園施設（第81条により読み替えられる「利便増進施設」を含む。）の廃止にかかる協議を乙が申し出て、甲がその事由を認めた場合
 - (9) 公募対象公園施設の供用開始が別紙2に規定する供用開始予定日に供用開始できないと合理的に判断される場合。ただし、甲と乙との協議により供用開始予定日の変更を認めた場合は、この限りではない。
 - (10) 公募対象公園施設の供用開始後、乙の責めに帰する事由により公募対象公園施設が供用されていない状態が6箇月以上継続している場合
- 2 甲は、乙が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本協定を解除することができる。
- (1) 法第27条第2項の規定に基づき、公募対象公園施設の設置管理許可または認定公募設置等計画の認定を取り消したとき。
 - (2) 乙が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号および草津市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第24号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - イ 草津市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第24号）第5条第2項の規定に違反したとき。
 - ウ 本事業にかかる下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がアまたはイのいずれかに該当することを乙が知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - エ アまたはイのいずれかに該当する者を本事業にかかる下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) 乙が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算手続きの申立てを受け、または自らが申し立てを行ったとき。

(乙による協定書解除)

第92条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により本協定に基づく甲の債務を履行しない場合で、かつ、甲が乙による通知の後180日以内に当該債務不履行を是正しない場合、本協定を解除することができる。

(認定公募設置等計画の認定の取消し)

第93条 甲は、協定期間に係らず、第84条、第87条、第91条または第92条に基づき本協定が解除された場合、乙に通知して、認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(解除に伴う措置)

第94条 甲および乙は、本協定が解除された場合、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

(1) 特定公園施設に関する措置

ア 特定公園施設の引渡し前に、第91条に基づき本協定が解除された場合、乙は、自己の費用で特定公園施設を撤去するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、解除時における特定公園施設の出来形を検査し、その全部または一部の引渡しを求めることができるものとする。甲が特定公園施設の出来形の引渡しを求める場合において、乙は、当該部分を無償で甲に引き渡すものとする。特定公園施設に設置された乙が所有する工事材料、建設機械器具その他の物件を、自己の費用で速やかに撤去するものとする。

イ 特定公園施設の引渡し前に、第84条、第87条または第92条に基づき本協定が解除された場合、甲は、解除時における特定公園施設の出来形を検査し、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該出来形に相応する対価は無償とする。

ウ 前アのただし書きに規定する引渡しを受けた部分、または、イに規定する引渡しを受けた部分にかかる乙の甲に対する契約不適合責任の取扱については、第72条の規定を準用する。

エ 前アのただし書きに規定する引渡しを受けた部分、または、イに規定する引渡しを受けた場合、乙は、甲に対し、当該出来形を示した図書を提出するものとする。また、甲は、必要と認めるときは、出来形を最小限破壊して検査することができる。

オ 甲は、既に甲に提出されていた特定公園施設の設計図書その他本協定に関して甲の要求に基づき作成された一切の書類等（媒体の種類にかかわらず、甲の要求に基づき生成した情報を記録した磁気記録媒体等の一切を含む。）について、甲の裁量により無償にて利用する権利または権限を有し、これにつき乙は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容について、乙が特許権その他の無体財産権（以下「当該特許権」という。）を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、乙は当該特許権を有する企業から、甲が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようとするものとする。

(2) 公募対象公園施設および利便増進施設に関する措置

ア 甲は、速やかに第33条第1項および第34条第1項に定める許可の取り消しを行うものとし、乙は、原則として、速やかに公募対象公園施設および利便増進施設を撤去するものとする。

イ 乙は、公募対象公園施設および利便増進施設に乙が所有または管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第24条の規定に基づく第三者の所有または管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について甲の指示に従うものとする。

ウ 前ア・イの場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置について甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、公募対象公園施設および利便増進施設を撤去し、または片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処置について異議を申し立てることができず、また、甲の処置に要した費用を負担するものとする。

(解除に伴う賠償等)

第95条 第91条の規定に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、乙提案に記載する公募対象公園施設の整備費に相当する金額および当該額にかかる消費税等の合計額100分の10に相当する金額の違約金を支払わなければならない。

2 前項に定める違約金のほか、乙が本協定に関して第91条第2項第2号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、乙提案に記載する公募対象公園施設の整備費に相当する金額および当該額にかかる消費税等の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うものとする。

3 本条の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が、本条に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。

4 第92条に基づき本協定が解除された場合、甲は、乙に対し、次の各号に定める金額の合計額について、乙と協議の上、支払うものとする。当該支払方法については、甲と乙が協議の上、甲が決定するものとする。

- (1) 第94条（解除に伴う措置）第1号イに規定する出来形に相応する対価
 - (2) 乙の受託者または請負人との契約解除により乙に生じる手数料、違約金およびその他の乙にかかる費用（当該出来形に相応する対価によっててん補された範囲は除く。また、乙の逸失利益を含まない。）のうち、本協定の解除事由との相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額
 - (3) 当該額にかかる消費税等の額
- 5 第84条または第87条に基づき本協定が解除された場合、甲および乙はそれぞれ要した費用については各自が負担するものとし、相互に他方当事者に対し違約金等一切の請求をしないこととする。

第9章 雜則

（協議）

第96条 甲と乙は、必要と認める場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

（著作権の利用等）

第97条 乙は、甲に対し、本公園の維持管理・運営、広報に必要な範囲において、成 果物（設計図書その他の乙が本協定書または甲の請求により甲に提出した一切の書面、写真、映像、およびその他これらに類するものをいう。以下本条において同じ。）を甲が自ら複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正を行うことまたは甲の委託した第三者に複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾するものとする。

2 乙は、甲に対し、公募対象公園施設および特定公園施設（以下「本公園施設」という）を写真、模型、絵画その他の媒体により表現するために、本施設の撮影を行うことを許諾するものとする。

3 乙は、甲に対し、成果物または本公園施設の内容を自由に公表することを許諾するものとする。

4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物または本公園施設の内容を公表すること。
- (2) 本公園施設に乙の実名または変名を表示すること。

5 乙は、第1項の場合において、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項および第20条第1項の権利を行使せず、かつ、役員等に行使させないものとする。

6 乙は、成果物または本公園施設にかかる著作権法第2章および第3章に規定する乙の権利を譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 7 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。
- 8 成果物または本公園施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、乙が、その賠償額を負担し、または必要な措置を講ずるものとする。
- 9 本条の規定は、本協定の終了後もなお効力を有するものとする。

（特許権等の使用）

第98条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、工事機材、工法、およびその他施工方法に関してこれらに類するものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適当なことを重大な過失なくして知らなかつたため甲に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りではない。

（協定書上の地位の譲渡）

第99条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、または承継させ、もしくは担保提供その他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第100条 甲と乙は、互いに本協定の履行に関して知り得た相手方の秘密および乙が本協定の履行を通じて知り得た情報を第三者に漏洩してはならず、かつ、本協定等の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、甲および乙が、本事業に関して業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他合理的に必要な者に開示する場合、甲もしくは乙が認めた場合、または甲または乙が、法令等または監督官庁からの要請に基づき開示する場合はこの限りではない。

- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 情報開示者から開示を受ける前に既に適法に保有していた情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 情報開示者から開示を受けた時点で公知となっており、または本条に定める秘密保持義務に違反することなく公知となった情報
- 3 乙は、本協定の期間中、草津市個人情報保護法施行条例（令和5年3月27日、条

例第1号。以下「保護条例」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事項を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理をおこなわなければならない。乙は、本協定終了後においても、保護条例に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持するものとする。

(計算単位等)

- 第101条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 2 本協定上の期間の定めは、民法(明治29年法律第89号)、会社法(平成17年法律第86号)および商法(明治32年法律第48号)が規定するところによるものとする。
- 3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(通知先等)

- 第102条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者宛に行うものとする。ただし、緊急の場合、または次項に規定する届出のないことその他の理由により、当該送付先への送付が不能または困難と認められるときは、甲は、当該時点における乙の営業所等に対し、適当な方法によって通知を行うものとする。
- 2 乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(準拠法)

- 第103条 本実定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

- 第104条 本協定に起因する紛争に関する訴訟については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

- 第105条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲および乙が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉 印

乙：●●●●●●●●●●
(住所)
(乙名)
(代表者名) 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「完成図書」とは、乙が作成する特定公園施設の完成にかかる一切の書類をいう。
- (2) 「供用開始予定日」とは、公募対象公園施設の建設工事および特定公園施設の建設工事が完了し、特定公園施設の引渡しを終え、公募対象公園施設の供用準備を終了し、公募対象公園施設の供用を開始する予定日をいう。
- (3) 「建設工事」とは、特定公園施設の建設工事をいう。
- (4) 「建設工事期間」とは、特定公園施設の建設工事の期間（着工から完了まで）をいう。
- (5) 「公募設置等計画」とは、乙が本事業に応募するにあたり、令和●年●月●日に甲に提出した提案書をいう。
- (6) 「公募設置等指針等」とは、令和●年●月●日に甲が公表した「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針等」および公表後に上記資料に関して受け付けた質問に対する甲の回答（公表後の質問を受けて修正を行った場合は、修正後の資料）をいう。
- (7) 「公募対象公園施設」とは、本事業のうち公募対象公園施設の設置・管理運営業務において、乙が整備し、維持管理および運営業務を行う民間施設をいい、認定公募設置等計画等に従い法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設として設置および管理運営されるものをいう。
- (8) 「次期公募設置等予定者」とは本事業の次の「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業」（実施する場合）の審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
- (9) 「乙提案」とは、乙が、甲に提出した提案書および交渉時に提出された提案図書による提案をいう。
- (10) 「事業対象区域」とは、別紙3に示す区域をいう。
- (11) 「設計図書」とは、乙が作成する公募対象公園施設または特定公園施設の設計にかかる一切の書類をいう。
- (12) 「設置工事」とは、公募対象公園施設または利便増進施設の設置工事をいう。
- (13) 「設置工事期間」とは、公募対象公園施設の建設工事の期間（着工から完了まで）をいう。
- (14) 「第三者」とは、甲、乙以外の者をいう。
- (15) 「特定公園施設」とは、本事業のうち特定公園施設等の整備において、乙が整備する公園施設をいい、認定公募設置等計画等に従い法第5条の2第2項第5項に規定する特定公園施設として整備されるものをいう。
- (16) 「特定公園施設建設・譲渡契約」とは、甲と乙が別途締結する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。

- (17) 「任意提案施設」とは、特定公園施設のうち必須提案施設以外の施設をいい、公募設置等計画において乙が自ら提案するものであり、認定公募設置等計画等に従い法第5条の許可に基づき、乙の負担により管理・運営を行うものをいう。
- (18) 「認定公募設置等計画」とは、乙が甲に提出した公募設置等計画について、その後の甲との協議等を経て甲に提出し、令和●年●月●日に認定された公募設置等計画（認定後に変更された場合は、変更後のもの）をいう。
- (19) 「認定公募設置等計画等」とは、認定公募設置等計画（認定後に変更された場合は、変更後のもの）および付随する一切の書類をいう。
- (20) 「引渡し予定日」とは、全ての特定公園施設の改修工事が完了し、甲への引渡しが完了する予定日のことをいい、令和●年●月●日とする。
- (21) 「必須提案施設」とは、特定公園施設のうち公募設置等指針等に基づき、乙が整備し、甲の負担により管理・運営を行う「園路および広場」「屋根付き広場」「公衆便所」「標識（案内板・説明版等）」、および「自転車駐車場」をいう。
- (22) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、または戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象、または疫病や感染症のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（協定書関連書類で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、甲または乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
- (23) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、本甲の条例および規則、これらに基づく命令、通達、行政指導およびガイドライン、裁判所の判決、決定、命令および仲裁判断その他公的機関の定める全ての規定、判断、措置をいう。
- (24) 「本公園」とは、草津川跡地公園（区間6）（草津市東草津、大路、青地町の一部）をいう。
- (25) 「本協定書」とは、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置管理にかかる基本協定書およびその協定書の締結以降に、本事業に関して行った、甲および乙の合意を記載した一切の書類をいう。
- (26) 「本事業」とは、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業のうち乙による本協定書第4条に規定する業務を行う事業をいう。

別紙2 事業日程

1. 事業全体スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・公募設置等計画の認定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・基本協定の締結（協定書の締結日） | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・認定有効期間 | 協定書締結日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・事業期間の終了 | 令和● (20XX) 年●月●日 |

2. 公募対象公園施設

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・公募対象公園施設の設計期間 | 協定書締結日～令和●年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の設置工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の供用開始予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の供用期間 | 供用開始日～令和●年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の解体工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・設置許可期間 | 公募対象公園施設着工日～令和● (20XX) 年●月●日 |

3. 特定公園施設

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ・特定公園施設の設計期間 | 協定書締結日～令和●年●月●日 |
| ・特定公園施設建設・譲渡契約の締結予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・特定公園施設の建設工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・特定公園施設の譲渡予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |

4. 利便増進施設【提案がある場合】

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ・利便増進施設の設計期間 | 協定書締結日～令和●年●月●日 |
| ・利便増進施設の設置工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・利便増進施設の供用開始予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・利便増進施設の供用開始期間 | 供用開始日～令和●年●月●日 |
| ・利便増進施設の解体工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・占用許可期間 | 利便増進施設の着工日～令和● (20XX) 年●月●日 |

別紙3 事業対象区域

※事業区域図を作成し、公募対象公園施設、特定公園施設、任意提案施設（提案がある場合）、利便増進施設（提案がある場合）の範囲を記載する。

別紙4 乙が締結する保険契約

※乙の提案に応じて別紙を作成

- ・公募対象公園施設に関して乙が締結する保険契約
- ・特定公園施設に関して乙が締結する保険契約
- ・その他の保険契約

別紙5 使用料の支払い方法

1. 使用料等の構成および支払金額

事業期間中、乙が甲に支払う使用料および占用料（以下「使用料等」という。）は、以下のとおりとする。

施設種別	施設名	区分	使用料等の単価 (円／m ² ・年) (消費税および地方消費税を含む。)	対象面積 (m ²)	年間使用料 等 (円)
公募対象公園施設	●●●●●	使用料	●●	●●	●●
	●●●●●	使用料	●●	●●	●●
利便増進施設	●●●●●	使用料	●●	●●	●●
	●●●●●	使用料	●●	●●	●●

※ 使用料等の算出の対象となる面積は、公募対象公園施設または利便増進施設の面積とし、別紙3の事業対象区域において示した各施設の面積に基づくものとする。

※ 当該面積に1平方メートル未満の端数が生じるときは切り上げるものとする。

※ 使用料等の単価については、草津市行財産使用料徴収条例第2条に基づき算定した金額としている。

2. 支払方法

乙は、年度ごとに甲が発行する納入通知書により、納入期限内に使用料等をそれぞれ納付するものとする。ただし、設置許可日または占用許可日の属する年で、許可の期間が1年に満たない場合は、日割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じる時は切り捨てるものとする。

3. 使用料等の改定

使用料等の額は、草津市行財産使用料徴収条例における使用料の改定および各会計年度当初の固定資産評価額に準じて改定する。

4. 遅延利息

乙は、甲が指定する期日までに使用料を納付しない場合には、その翌日から納付したまでの日数に応じて、本協定締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で日割計算した遅延損害金を甲に対して支払わなければならない。